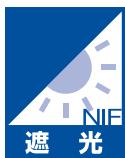


1 - 1 遮光(カーテン)



1 表示基準

遮光率99.40%以上の遮光性を有するカーテン用生地及び縫製カーテンに「遮光」マークを表示する事ができる。なお、表示の際には(3)の表による等級及び「照度に関する状態表現」を表記すること。

2 試験方法

遮光率の測定は、カーテンの遮光性能試験方法(JIS L 1055)A法(照度計を用いる方法)で、照度は100,000LX±5%を用いて行う。

3 判定基準

遮光率99.40%以上を適合品とし、等級は下表により定める。

等級	1級	2級	3級
遮光率	99.99%以上	99.80%以上 99.99%未満	99.40%以上 99.80%未満
照度に関する 状態表現	人の顔の表情が 識別できないレベル	人の顔あるいは 表情がわかるレベル	人の表情はわかるが 事務作業には暗いレベル

※遮光率は小数点第3位を四捨五入

4 その他

①本遮光率はカーテン用生地の遮光率を表すものであり、カーテンの縫製方法や取付け方法により室内使用での「遮光率」「照度に関する状態表現」は判定基準とは相違する事があるので、表示の際には下記を参考に適切な付記をする。

【参考付記事項】

- ・カーテンは機能上、窓との間にある程度の間隔が必要です。そのため、カーテンの上部、下部、サイドから光が漏れます。
- ・遮光効果をできるだけ発揮させるためには、カーテンボックスを使用する(上飾りの併用で、さらに効果がアップ)、サイドをリターン式にする、丈を床に充分つく長さにする、両開きの場合は交差レールを使用する等の方法があります。

②生地原反の検査だけでなく、縫製の前後に光漏れの検査を行う。

③「照度に関する状態表現」については、照明学会編「ライティングハンドブック」に基づいている。